

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 30 年 3 月 26 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した定期監査（一般会計・特別会計）の結果に基づき、松江市長及び松江市議会議長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 22 日

松江市監査委員 松 本 修 司  
 松江市監査委員 安 來 弘 喜  
 松江市監査委員 田 中 明 子

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>(1) 事業の推進について</p> <p>①研修計画を実現するため、さらに実務的な研修に取り組まれない。(人事課)</p> <p>②財産の処分については、計画をたてて取り組みを進められたい。(資産経営課)</p> <p>③きれいなまちづくり条例の周知を図るため、様々な方法で啓発活動に取り組まれない。(リサイクル都市推進課)</p> <p>④美保関コミュニティバスの利用者数は年々減少している。支所と連携し、利用者の意見集約に努め、利用者増の取り組みを進められたい。(交通政策課)</p>	<p>(1) 事業の推進について</p> <p>①職員が正確に事務を遂行するうえで、法制や財務等の実務的な知識は欠かせないことから、その基礎的な知識を習得できる研修を実施しているところです。今後、さらに必要な知識を習得できるよう、職員の意見等も取り入れながら、実務的研修の内容充実に努め、職員の能力向上を図ります。(人事課)</p> <p>②資産経営課が所管する普通財産 787 筆（山林・墓地除く）のうち処分の見込める 107 筆 61 か所を選定し、今後年 6 か所程度を処分する計画を作成しました。(資産経営課)</p> <p>③平成 30 年 4 月から市内 882 自治会を対象とする料金改定説明会の開催に併せて、きれいなまちづくり条例の PR を行います。また、夜間パトロール、指定地区外の街宣活動を強化します。(リサイクル都市推進課)</p> <p>④平成 29 年度に、美保関を含む計 9 地区でコミュニティバスの利用状況に関するアンケート調査を実施しました。アンケートは郵送及び各地区 1 週間にわたり乗客に職員が直接手渡しして配布</p>

<p>(2) 補助金について</p> <p>①鹿島町地域コミュニティ支援事業補助金の周知方法について検討されたい。また、補助率についても同一基準となるよう検討されたい。 (鹿島支所地域振興課)</p> <p>②松江市ひとり親家庭支援のための夜間保育事業運営費補助金について精査されたい。 (子育て支援課)</p> <p>③児童遊園地整備事業費補助金の交付基準について精査されたい。 (公園緑地課)</p> <p>(3) 委託事業について</p> <p>①まつえ市民大学事業については、債務負担行為等の手続きを検討されたい。 (市民活動センター)</p> <p>②会議録検索システム運用事業の委託については、見直しを検討されたい。 (議事調査課)</p> <p>(4) 指定管理について</p> <p>①松江イングリッシュガーデンの指定管理料の積算根拠については、精査のうえ、実績見込みに基づく経費に改められたい。また、修繕費については、協定書に基づいて適正に執行されたい。 (観光施設課)</p>	<p>しました。アンケートの設問への回答のほか、自由記述による意見や直接配布時に職員が聞き取った意見を集約し、今後その結果について地元の利用促進協議会と情報を共有するとともに、連携して利用者増の取り組みを進めます。 (交通政策課)</p> <p>(2) 補助金について</p> <p>①補助金の周知方法については、対象となる鹿島町内自治会に対し、年度当初に要綱並びに記載例を説明・配布し、周知徹底を図ります。また、補助率については、同一基準となるよう、見直しを行います。 (鹿島支所地域振興課)</p> <p>②交付要綱を精査し、適切に審査します。 (子育て支援課)</p> <p>③補助金の交付基準については、地元負担の軽減を考慮し、予算枠を有効に活用するため、交付金額を補助対象経費の1/2以内に改めます。 (公園緑地課)</p> <p>(3) 委託事業について</p> <p>①まつえ市民大学事業費については、平成29年度松江市一般会計補正予算(第6号)第4表債務負担行為補正において、債務負担行為の設定を行いました。 (市民活動センター)</p> <p>②随意契約により委託していたものを、平成30年度から入札にて委託業者を決定する方法に変更した。また、第三者への再委託を禁止することとした。 (議事調査課)</p> <p>(4) 指定管理について</p> <p>①指定管理料については、これまでの実績をふまえ、より一層精査のうえ積算します。修繕については、協定書に基づいて、より適正に行われるよう徹底します。 (観光施設課)</p>
--	---

<p>②恵曇保育所の修繕費については、基本協定に基づき適切に執行されるよう努められたい。 (子育て政策課)</p> <p>③松江駅東・西駐輪場の受付、整理整頓、料金徴収等の管理に係る業務の委託については、見直しを図られたい。 (管理課)</p> <p>④松江市営陸上競技場・補助競技場・野球場・庭球場・こどもスポーツ広場、松江市馬潟体育館の修繕費については、基本協定に基づき適切に執行されるよう努められたい。 (スポーツ課)</p> <p>(5) 施設の管理について</p> <p>①所管施設の管理については、平素から適切に点検等を実施し、損傷等の早期発見に努められたい。 (通信指令課)</p>	<p>②恵曇保育所の修繕費については、必要に応じて修繕を行い、基本協定に基づいて適切な執行に努めます。 (子育て政策課)</p> <p>③現在の指定管理者とは、平成 28 年度から 5 年間の協定を締結していることから、関係課と協議の上、次期（平成 33 年度～）の指定管理者公募の際に、管理業務の見直しを検討します。 (管理課)</p> <p>④管理施設の修繕費については、基本協定に基づき指定管理者と連携しながら適切な執行に努めます。 (スポーツ課)</p> <p>(5) 施設の管理について</p> <p>①今後は、毎月行っている無線設備の点検時に、併せて局舎の点検も行うこととし、点検表に局舎の点検項目を追加しました。 (通信指令課)</p>
--	---